

お知らせ 広域農道南宇和線（御荘長月から御荘和口の峠区間）における
全面通行止めについて

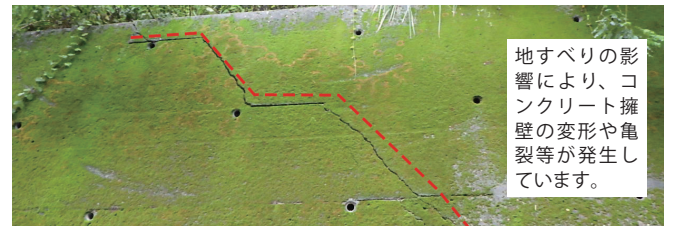
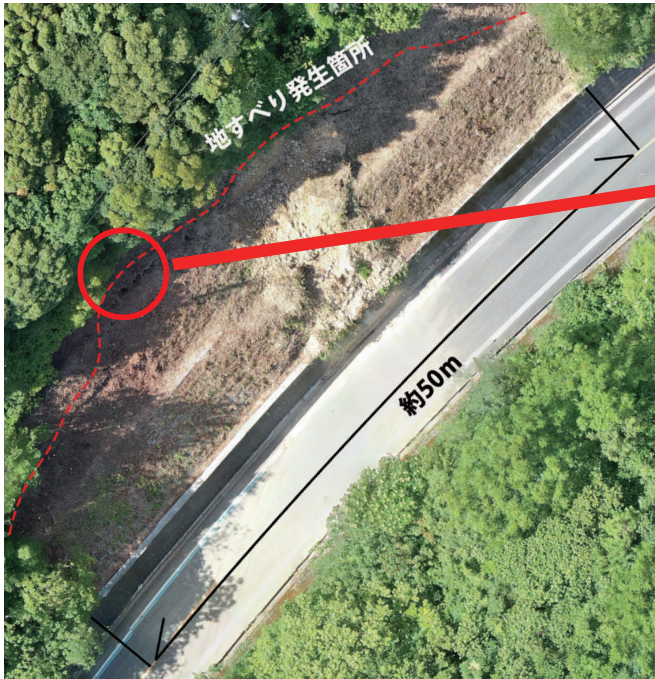
令和3年7月18日(日)の梅雨前線豪雨により広域農道南宇和線（御荘和口地内）において、地すべり崩壊が発生しました。

専門業者による地表踏査を実施した結果、法面崩壊の頭部滑落崖から連続するように段差地形が発生しており、また、約50メートルの区間でコンクリート擁壁の変形や亀裂等が確認されました。今後更なる土砂崩壊が発生する可能性が高いことから、災害復旧工事による安全対策が完了するまでの当分の間（令和4年9月ごろ解除予定）について、全面通行止めを継続します。

大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問：農林課
電話：72-7311

広域農道の様子



迂回路

【被災箇所】



お知らせ 医療機関や救急車の適切な利用にご協力ください

近年、休日や夜間、救急病院に軽症の患者が集中し、医師の負担が増えているほか、安易な救急車の呼び出しで出動回数が増加し、重症患者の搬送に困るケースが増加しています。

このままでは、町民の皆さまに適切な医療を提供できなくなる恐れがあり、そうならないために「愛媛の救急医療を守る県民運動(愛救県民運動)」を実施しています。医療機関や救急車の適切な利用を皆さん一人一人に心掛けていただく取り組みですので、ご協力をお願いします。

普段からの3つの心掛け

- ①日頃から「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ②健康診断や検診等により、病気の予防や早期発見に努めましょう。
- ③家庭で薬を常備しましょう。

受診にあたっての3つの心掛け

- ①なるべく医療機関の通常の診療時間内に受診しましょう。
- ②救急車で搬送されても、軽症の場合は、通常の受け付け順となる場合があることに留意しましょう。
- ③休日や夜間で比較的症状の軽い方は、在宅当番医を利用しましょう。

症状は軽いけれど、どうすれば・・・

【休日や夜間にどの病院に行けばよいか分からない場合】

- ・えひめ医療情報ネット(インターネット)
- ・南宇和郡医師会休日当番医案内(電話:72-1234)

【お子さんの急な病気やけがの場合】

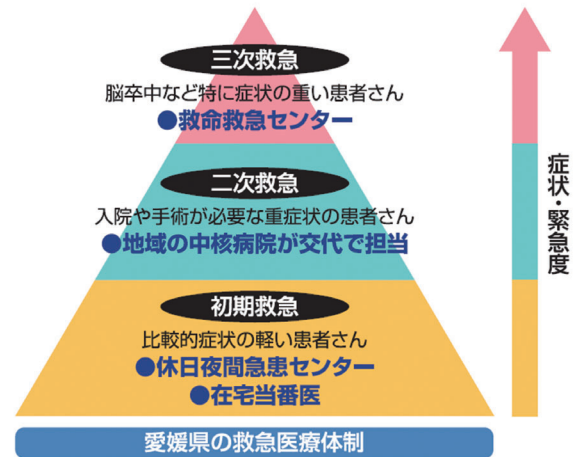
- ・小児救急医療電話相談(#8000) ※電話で#8000を押すとつながります。

【急な病気やけがで救急車を呼ぶかどうか迷った場合】

- ・全国版救急受診アプリQ助 ※「Q助」で検索するとアプリをインストールできます。

問：保健福祉課 電話：72-1212

【症状に応じた救急医療機関の役割分担】



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ 集団食中毒防止月間について

9月は、依然気温も高く、例年7、8月に引き続き腸炎ビブリオおよび細菌性食中毒注意報が発令されています。夏場の暑さで体力を消耗し、抵抗力も弱っていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に「弁当」や「テイクアウト食品」を利用する機会が増加しています。

そのため、集団食中毒の発生が危惧される時期となります。食中毒の発生が夏場に多いのは、腐りやすいからではなく、細菌が増殖しやすい時期だからです。

- ・消費期限に気を付け、早めに食べる。
- ・やむを得ず食事まで時間が空く場合は、涼しく温度上昇の無い場所で保管する。

これらの点に十分ご注意ください。



愛南町
ホーム
ページ

問：愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課食品衛生係
電話：089-912-2695
保健福祉課 電話：72-1212

お知らせ 国民年金保険料の産前産後期の免除制度のご案内

国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。届出時期は、出産予定日の6カ月前から届け出可能ですので、速やかに届け出ください。

産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。



愛南町
ホーム
ページ



問：宇和島年金事務所
電話：0895-22-5440
町民課 電話：72-7300

お知らせ 年金生活者支援給付金の請求手続きのご案内

令和元年10月から開始されている年金生活者支援給付金は、(1)老齢年金生活者支援給付金、(2)補足的老齢年金生活者支援給付金、(3)障害年金生活者支援給付金、(4)遺族年金生活者支援給付金の4つの給付金があります。

いずれの給付金も、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている方(前年の所得額が老齢基礎年金の満額以下の方)などに対して、年金に上乘せして給付される制度です。

今回、対象となる方には、日本年金機構より、給付金請求書(ハガキ形式)が送付されます。

なお、昨年度から受給されている方は、新たに請求する必要はありません。

詳しくは、ねんきんダイヤル(電話番号:0570-05-1165)までお問い合わせください。

問：宇和島年金事務所 電話：0895-22-5440
町民課 電話：72-7300

お知らせ 9月10日(金)から自殺対策予防週間です

9月10日(金)から16日(木)は自殺対策予防週間です。

自殺した人の原因はうつ病などの心の病、仕事や家庭の問題などさまざまです。あなたの身近にいる人が悩んでいる様子なら、まずは優しく声を掛けてください。周囲の気付きと温かな言葉で、大切な命を支えることができます。

こころの健康相談

城辺保健福祉センターで、毎月2回、精神科医師による相談会を完全予約制で実施しています。また、保健師による相談も随時行っています。どうぞ、お気軽にお電話ください。

問：城辺保健福祉センター 電話：73-7400

お知らせ 9月1日(水)は「防災の日」
8月30日(月)から9月5日(日)は「防災週間」です

9月1日は関東大震災が発生した日であり、また、暦の上では二百十日に当たり、台風シーズンを迎えることから、一人一人が地震・津波や台風などの災害について認識を深め、これに対処する心構えを備えようという狙いで創設されました。

日頃からの災害への備えについて確認しましょう。

- 非常用持ち出し袋(3日分)の準備・確認
- 最低でも7日分の水や食料、生活用品の備蓄の確認
- 避難場所や避難所・避難経路の確認
- 家族との安否確認手段の確認
- 家具の固定・転倒防止の確認

「警戒レベル4避難指示」で必ず避難

国の災害対策基本法の改正により、市町村が発令する「避難勧告」「避難指示(緊急)」が「避難指示」に一本化、「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」に見直され、令和3年5月20日より運用開始となっています。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報(発生を確知したときに発令)
4	避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報(気象庁)

問：防災対策課 電話：72-0131



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ 美しい街並みでおもてなし 9月は「屋外広告物適正化月間」です

美しい街並みを確保するため、県・市町が連携して、交通要所や観光地等の景観美化を行っています。信号機や道路標識に貼られたステッカー・貼り紙等は違反広告物です。景観美化のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問：建設課 電話：72-7313



国交省
ホーム
ページ

お知らせ 「いろこいあいなんプレミアム商品券」を販売します

町では、新型コロナウイルス感染症拡大により不安な日々が続いている町民の皆さまの生活を応援するとともに、町内事業者の事業継続を下支えすることを目的として、愛南町商工会と連携し、プレミアム付き商品券「いろこいあいなんプレミアム商品券」を販売します。



5,000円で**7,500**円分の
飲食・お買い物に利用できる

額面500円券の15枚綴り 1冊5,000円で販売

共通券5,000円(500円×10枚)



全ての取扱登録店で利用可能

小型店舗専用券2,500円分(500円×5枚)



大手のスーパー・ドラッグストア・ホームセンター等
以外の取扱登録店で利用可能

- ▶利用期間 9月1日(水)～12月31日(金)
- ▶購入上限額 一人3冊(15,000円)まで
- ▶購入対象者 8月15日以降で愛南町の住民基本台帳に登録されている愛南町民
- ▶購入方法 令和3年8月15日以降で愛南町の住民基本台帳に登録されている愛南町民の方には、愛南町役場より購入引換券が発送されます。
- ▶販売期間 9月1日(水)～30日(木) ▶販売時間 9:00～17:00
- ▶販売場所 ①愛南町商工会本所(土・日・祝日のみ) ②町内各郵便局(平日のみ)
- ▶利用可能店舗 愛南町商工会ホームページでご確認ください。



愛南町商工会
ホームページ

引換販売後、商品券に余剰があった場合、2次販売を実施する予定です。
10月5日ごろ愛南町防災無線放送と愛南町商工会ホームページで募集案内をします。
お申し込みは往復はがきによる予約販売となります。

お一人様2冊まで(予定)

問：愛南町商工会本所 電話：73-0700 商工観光課 電話：72-7315

お知らせ 望ましい教育環境を目指して
～学校統廃合検討委員会から答申書の提出～

教育長から諮問を受けていた愛南町学校統廃合検討委員会は、「これからの望ましい教育環境と学校再編について」の答申書を令和3年8月12日(木)、藤田一郎委員長から中村維伯教育長へ提出しました。

同委員会は、昨年11月から8回開催され、学校の適正規模や適正配置、具体的な再編の方策などを審議してきました。答申書には、学校数については小学校5校、中学校2校が望ましいこと、その理由や枠組が示されています。

また、再編に伴う諸課題や保護者・地域の不安に可能な限り対応しながら、望ましい教育環境を整えることで、子どもたちが将来の社会を担う人材として成長することを期待することなどが盛り込まれています。

今後、教育委員会では、検討委員会の答申を尊重し、子どもたちの教育環境の充実を優先しながらも、学校と地域の連携という視点も踏まえ、保護者への説明会を行い、学校再編等について協議する予定です。続いて、地域への説明会を行い、ご理解いただき次第、愛南町小中学校再編計画(仮称)を策定し、教育環境の充実向上に繋げていきます。

愛南町公立小中学校再編に関する答申書は、愛南町教育委員会ホームページに掲載しています。



▲中村維伯教育長(右)へ答申書を渡す藤田一郎委員長と山本肖子副委員長



愛南町
教育委員会
ホームページ

問：学校教育課
電話：72-1113

お知らせ 10月21日(木)は衆議院議員の任期満了日です

今秋は、令和3年10月21日(木)任期満了の衆議院議員総選挙が行われます。投票のできる場所と期間は、町ホームページやご自宅に届く入場券で確認できます。皆さん、投票に行きましょう！

期日前投票について

投票日当日、仕事やレジャーなどでお出掛けの予定があり投票できない方が、投票日より前に投票することができる制度です。公示日以降にご自宅に届く入場券を持参して投票することができます。
 ※新型コロナウイルス感染症への感染が懸念されるため投票日当日の混雑を避け、期日前投票を行うことも期日前投票をすることができる事由(6号:天災または悪天候により、投票所に到達することが困難)に該当します。

不在者投票について

当日の選挙権がある方のうち仕事や旅行などで愛南町以外の市区町村に滞在している方は、愛南町選挙管理委員会へ投票用紙等を請求の上、公示日の翌日から投票日の前日までの間、滞在地の選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。郵送に掛かる日数を考慮し、お早めに投票用紙等の請求を行ってください。

特例法に基づく郵便等による不在者投票について

新型コロナウイルス感染症のため感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方(自宅・宿泊施設療養されている方)、または検疫法の規定により隔離、停留の措置を受けて宿泊施設内に滞在されている方で、外出自粛要請等の期間が選挙期間(公示日の翌日から投票日まで)に重なると見込まれる方は、現在する施設等で郵便等による投票ができます。当該制度を利用する場合は、手続き等を町ホームページで確認してください。

ただし、外出自粛要請期間が終了した後請求された方や濃厚接触者は対象ではありません。

郵便等による不在者投票について

身体障害者手帳等をお持ちの方、または介護保険の要介護状態区分が次の表に該当する方は、郵便等による自宅等での投票ができます。事前にご家族の方が身体障害者手帳等を持参して、証明書の交付手続きをしてください。

	障害名	障害の程度			
		1級	2級	3級	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○	
	免疫、肝臓の障害	○	○	○	
	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○
介護保険の被保険者証		要介護状態区分「要介護5」			

投票日当日の投票終了時刻について

投票日当日は、令和3年4月執行の町議会議員選挙と同様に終了時刻を繰上げしている投票所がありますので、町ホームページや公示日以降に届く入場券で確認してください。

★有権者の方へ

1. 投票所入口の消毒液で手指の消毒をお願いします。
2. 投票所内でのマスク着用にご協力をお願いします。
3. 他の有権者の方と一定の距離(1メートル程度)を保ってください。
4. 発熱等体調が気になる方は、受け付けの係員にお申し出ください。
5. 持参した筆記具を使用できます。※黒鉛筆、シャープペンシルを推奨
(注意)投票用紙の素材は樹脂のため乾きにくく、水性ペン、筆ペン等では、文字がにじみ、投票用紙が汚れたり、接着したりするおそれがあります。
6. 帰宅後の手洗い、うがいをお願いします。

問：愛南町選挙管理委員会 電話：72-1211



消費生活通信

【消費生活に関する情報をお知らせします】

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!

「送りつけ商法」は、一方的に商品を送り付け、代金の請求や契約を迫る手口です。コロナ禍で在宅時間が増えたことにより、トラブルが増加しています。

7月6日に特定商取引法が改正され、一方的に送り付けられた商品を直ちに処分できるようになりました。

○一方的な送り付け行為への対応3箇条

その1:商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、直ちに処分できるようになりました(これまでは、処分するには届いてから14日間保管する必要がありました)。

その2:事業者から金銭を請求されても支払いは不要

一方的な商品の送り付けでは、契約は成立しておらず、代金を支払う必要はありません。事業者から金銭の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。

その3:誤って金銭を支払ってしまったら、返金を請求できます

商品代金を請求され、支払い義務があると誤解して支払ったとしても、返金を求めることができます。

※「代引き」で心当たりのない商品が届いたときは、支払わず一旦受け取りを保留して、宅配業者に持ち帰ってもらいましょう。家族の誰も注文していないことを確認してから、改めて受け取り拒否の連絡をすると良いでしょう。対応に困ったときは、相談窓口にご相談ください。



町では、消費生活に関する相談窓口を開設しています。

開設日時:月曜日から金曜日の8:30~17:15

(毎週木曜日の9:00~16:00は消費生活専門相談員が対応します)

問：消費生活相談窓口(商工観光課内)
電話：72-1405

お知らせ 御荘文化センターの
夜間開放について

高校生などの安全で安心できる居場所を確保するため、9月1日(水)から御荘文化センターの一部エリアを午後8時まで開放しています。一般の方も利用できますので、自主学習や待ち合わせの場としてご活用ください(小学生以下の子どもは、保護者同伴でのご利用をお願いします)。

▶開放時間 平日(年末年始を除く) 午後8時まで

▶開放エリア

1階 図書室 町民ギャラリー ホワイエ 展示室

2階 ホワイエ

▶その他 イベントや貸館等の状況に応じて、開放エリアの縮小または開放を中止する場合があります。

問：生涯学習課
電話：73-1112



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ 「令和3年度愛南町人権・
同和教育指導者養成講座」を開催

この講座は、町職員・教職員を対象にしていますが、一般の方も参加できますので、関心のある方はぜひお越しください(事前申し込みは不要)。

回	開催日	テーマ
1	9月16日(木)	同和問題
2	10月21日(木)	外国人差別
3	11月26日(金)	男女差別
4	12月17日(金)	同和問題
5	1月14日(金)	性的マイノリティ

▶時間 全5回 19:00~20:30

▶場所 御荘文化センター 2階大研修室

▶その他 演題・講師等、詳しくは町ホームページをご覧ください。

問：生涯学習課人権啓発室
電話：72-1530



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ 平城貝塚の看板ができました

平城貝塚が発見されて、今年で130年となりました。これを契機に、平城貝塚の所在を示す表示板を四国銀行御荘支店跡地に設置しました。

平城貝塚は、数少ない西日本の縄文貝塚の一つであり、太平洋側における縄文貝塚の代表格である遺跡です。

また、貝の種類が異なる複数の貝塚がある他、全国的に知られた「平城式土器」を生み出すなど、極めて個性的な特徴を示している遺跡です。

この遺跡については、かねてより国史跡として指定される価値がある、と評価されてきました。町としても、平城貝塚について国史跡として指定を受けることを目指し、町の魅力の一つとして適正に保護するとともに、継承していきたいと考えています。

問：生涯学習課 電話：73-1112



投稿写真

読者(町民)の皆さまが撮影した写真を掲載します。



掲載する方法は町ホームページからご確認ください。



愛南町
ホーム
ページ

写真募集中!

「新船進水式」

▶撮影者：うさぎ堂さん

▶撮影日：5月19日(水) ▶撮影場所：久良港

キョクヨーマリン愛媛の新船進水式の様子。たくさんのお漁旗が掲げられて華やかでした。

養殖作業船とのことで、これからも安全に作業できますように。